

基本的な料金車種区分分類表

料金車種区分	自動車の種別名称	ナンバープレート			(参考)法令による自動車の構造基準等								
		サイズ	車種番号 (上の桁の数字)	色	自動車の大きさ			最大積載量	車両総重量	乗用定員	内燃機関		
					長さ	幅	高さ						
軽自動車等 (¥150)	二輪自動車 (側車付を含む)											126cc以上	
	軽自動車(三輪車含む)	小板										360cc以下	
		普通板	4・5	黄地に黒文字 黒字に黄文字	3.4m以下	1.48m以下	2.0m以下					660cc以下	
普通車 (¥200)	小型自動車(三輪含む)	普通板	4・5・6・7	白地に緑文字 緑地に白文字	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下					ガソリン車は 2000cc以下	
	普通乗用自動車	普通板	3							10人以下			
	普通貨物自動車(3車軸以下)	普通板	1						5t未満 ^{かつ}	8t未満			
	普通貨物自動車 (トラクタ単体で2車軸)	大板	1						第5輪荷重 5t以上 (逗葉は例外)				
	マイクロバス	普通板	2								(8t未満かつ11~29人)		
大型車 (¥300)	普通貨物自動車(3車軸以下) (トラクタ単体で3車軸含む)	大板	1	白地に緑文字 緑地に白文字				5t以上 ^{かつ}	8t以上				
	普通貨物自動車 (単体4車軸車で車両制限令限度以下)	大板	1		12.0m以下	2.5m以下	3.8m以下			25t以下			
	路線バス(帰省バス等も含む)	大板	2							又は 8t以上	30人以上		
	バス(路線以外で車長9m未満かつ 乗車定員29人以下)	大板	2		(9m未満)					8t以上	29人以下		
特大車 (¥700)	バス(路線以外で車長9m以上または 乗車定員30人以上)	大板	2	白地に緑文字 緑地に白文字	9m以上					又は 8t以上	30人以上		
	大型特殊自動車	普通板	9										
	普通貨物自動車 (単体4車軸で車両制限令限度超) 25t超* 特認ワッペン掲示	大板	1		12.0m	2.5m	3.8m			(20t~25t)			
	単体5車軸以上												

上記のとおり自動車の種類(形状、規格、乗用・貨物タイプ等)に応じて料金所では車種の判別を行っていますが、特殊用途自動車(8ナンバー)など車種判別の難しい車両もあることから、場合によっては車検証の提示をお願いすることがございます。なお、詳しいことは、車検証をお手元にご用意いただいたうえで、真鶴道路管理事務所(TEL:0465-69-1441)までお尋ねください。

※ 車軸間距離が1m未満の場合の車種区分
複数の車軸間距離が1m未満の場合、料金車種区分の判別に1軸として取り扱います。